

広島県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年八月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和七年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道甲山甲奴上市線	世羅郡世羅町大字赤屋字上法八一番一地从 世羅郡世羅町大字赤屋字上法一〇二二六番四地先まで	令和七年八月二二日